

令和4年8月16日

空調設備更新工事に係る仕様書

社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会

1 件 名

大阪市東住吉区社会福祉協議会 空調設備更新工事請負業務

2 履行場所

大阪市東住吉区田辺2丁目10番18号
東住吉区在宅サービスセンター内 3階全般

3 発注者

社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会

4 工事期間

令和4年9月～10月

※具体的スケジュールについては、落札後に受注者と協議のうえ決定する。

5 入札参加資格

- (1) 大阪市または大阪府の入札参加資格を有すること。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) その他入札参加に不相当とみとめられる者でないこと

6 入札参加

入札に参加を希望する場合は、別紙「入札参加申請書」を、令和4年8月23日までに、本会あてFAXにて提出すること。

7 仕 様

- (1) 機器 別紙「機器表」のとおり
- (2) 機器の更新に必要な最小範囲で更新工事をおこなうこと。
- (3) 設置作業の際または、搬入口の対象となる経路その他、損傷の恐れのある場所については養生を行うこと。
- (4) 天井及び壁面に設置する物品については、必要に応じて天井及び壁面下地の

補強を行うこと。

- (5) 交換した空調機器は、受注者が処分すること。また産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成すること。
- (6) フロンガスは破壊処理し、回収破壊証明を発行すること。
- (7) 施工完了後に試運転にて性能を満足することを確認し検収とする。なお、保証期間は検収後1年とし、期間内において、設計、製作、施工等の不備による故障及び破損等に対しては施工会社が無償にて改善復旧対応すること。但し、天変地異、操作ミス、故意により生じた故障及び破損、消耗品については保証範囲外とする。

8 業務の概要等

- (1) 機器表(参考品)以外で見積る場合は、事前に見積機器のカタログ等を提出し、担当者の了解を得たうえで見積書を提出すること。
- (2) 空調機器の搬入出時に必要な重機の手配、道路使用申請並びに警備員等の配置は受注者でおこなうこと。
- (3) 更新工事は本会業務に支障のない曜日及び時間に行うものとし、午後7時までに業務を完了することとする。また土曜日及び日曜日に作業が及ぶ際に生じる経費は見積書に含むこと。
- (4) 受注者は、当該業務に際して、当該機器改修に要する資格者を配置し業務を実施すること。
- (5) 事故発生時等の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、必要に応じて検査を実施すること。
- (6) 工事完了後は、機器の関する完成図面を書面により提出すること。
- (7) 落札後に再調査し、仕様書で提示した機器から変更する場合、見積額の変更が生じるため、最終的に設置機器が確定した時点で、再度見積書を提出すること。

9 入札日時

令和4年8月30日(火) 午前11時 ※立ち合いの必要はありません。

10 提出物

見積書(指定様式なし)

※該当業務に実施に係るすべての経費を含むこと(消費税込み)

※同等品で見積もる場合は、機種品番及びカタログを提出すること。

11 提出方法

郵送または持参（郵送の場合は必着）

12 選定方法

入札金額（総額）が最も低い業者を落札業者とする。

13 その他

現地調査を希望する場合は、担当者まで事前に連絡すること。

質問がある場合は、メールにより8月23日（火）まで受けつけ、8月25日（木）までに回答する。

14 問合せ先

大阪市東住吉区社会福祉協議会（担当：佐野）

所在地：大阪市東住吉区田辺2-10-18

電 話：06-6622-6611

F A X：06-6622-8973

e-mail：soum1@sawayaka-c.ne.jp